

対象施設で使用料の減免申請をされるみなさまへ

開催される事業の

入場料などが

有 料^{※1}

で、

内容が

文化芸術^{※2}

かつ、

中学生以下が鑑賞できるもの

の場合は、

みらい応援制度へのご協力^{※3}をお願いいたします！

豊岡市は2020年度から、非認知能力向上を目的に、市の主催する有料の文化芸術事業へ、ひとり親家庭のこどもたちを招待する「**みらい応援制度**」という取り組みを行っております。



「みらい応援制度」シンボルマーク

対象施設の使用料減免申請(有料の文化事業を実施するときに限る)の承認については、これまでの基準に加え、こちらへの協力が条件になりました。



豊岡市
TOYOOKA

詳しい内容は裏面をお読みください

みらい応援制度

とは…

「こどもの非認知能力を高めることが学力を一定程度押し上げる可能性がある」ことが、研究により明らかになっています。しかし、生活が困窮している家庭の子どもたちは、家庭に金銭的な余裕がなく、非認知能力を高めるとされる文化芸術の鑑賞や活動をする機会を得にくいのが現状です。

家庭の経済環境に左右されず、子どもたちが気軽に文化芸術に親しむ機会をつくり、非認知能力を高める。この制度は、そうした子どもたちの「みらい」を応援する、豊岡市独自の取組みです。



※1 **有料** とは _____

入場料、観覧料、受講料 などを参加者から集める場合をいいます。ただし、お菓子代や材料代など、提供物の実費のみを集める場合は除きます。

※2 **文化芸術** とは _____

音楽や演劇をはじめ、落語など古典芸能、絵画の展覧会などをいいます。対象となるかどうかは問合せください。

※3 **ご協力** とは _____

ひとり親家庭のこどもが事業への参加を希望した場合、

招待

をお願いします。

【ひとり親家庭のこども】

ひとり親家庭（児童扶養手当を現に受給している家庭）の中学生以下のこどもを指します。

○定員の3%以上を目途に招待をお願いします。ただし、入場券等を先着で販売する場合で、ひとり

り親家庭のこども等が参加を希望する前に満席となってしまったとき等は除きます（希望がない

場合に、空席のままとする必要はありません）。

- 対象者との連絡はこども支援課で行います。参加希望があった場合、文化・スポーツ振興課から招待券の確保をお願いする連絡をしますので、ご対応をお願いいたします。
- 「みらい応援席」等と座席に表示したり、専用の招待券を作成するなど、家庭環境が想起されるような取扱いは行わないでください（こども支援課でチケット裏面にマークを押印します）。
- 招待により減収となっても市は補填しませんのでご了承ください。

<問合せ>

文化・スポーツ振興課（0796-23-1160）または こども支援課（0796-24-7031）まで